

平成16年9月27日判決言渡
同日判決原本領取
裁判所書記官 島田昌始

平成15年(第583号) 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成13年(ワ)第26038号)

平成15年4月14日口頭弁論終結

判 決

東京都新宿区 [REDACTED]

控 訴 人

訴訟代理人弁護士

深 見 友 紀 子

山 上 芳 和

藤 井 圭 子

元 橋 一 郎

東京都八王子市 [REDACTED]

被 控 訴 人

東京都八王子市 [REDACTED]

被 控 訴 人

主 文

- 1 原判決中、被控訴人 [REDACTED] に関する部分を次のとおり変更する。
 - (1) 被控訴人 [REDACTED] は控訴人に対し金100万円を支払え。
 - (2) 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 控訴人の被控訴人 [REDACTED] に対する控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じて、控訴人と被控訴人 [REDACTED] との間においては、控訴人に生じた費用の2分の1と同被控訴人に生じた費用とを合わせて5分し、その1を同被控訴人の、その余を控訴人の各負担とし、控訴人と被控訴人 [REDACTED] との間においては、全部控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して金500万円を支払え（なお、控訴人は、当審において、従前の請求金額である1000万円を500万円に減縮した。）。

第2 事案の概要

- 1 本件事案の概要は、当審における控訴人の主張として2のとおり加えるほか、原判決「事実及び理由」欄中の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決1頁24行目及び同4頁26行目の各「1000万円」をいずれも「500万円」に改める。）。

2 当審における控訴人の主張

- (1) 男女間に法的な婚姻関係がないとしても、そのことから直ちに、両者が法的保護の域外に置かれるというものではない。控訴人と被控訴人■■■■（以下「被控訴人■■■■」という。）は、16年という年月を共有し、2人の子を儲けたが、共に婚姻制度に疑問を持っていたこと及び双方の仕事上の便宜から、同居をせず、2度の出産前後の時期を除いて、法的な婚姻関係を持たなかった。しかし、両者の関係は、双方の合意により築かれた結婚観を前提とするものである以上、一方側からの一方的な破棄は許されず、破棄により生じた相手方の精神的苦痛については、損害賠償の対象になり得るものというべきである。

- (2) 原判決は、上記のような控訴人と被控訴人■■■■との関係を、法律上の夫婦と同様な関係であるとは認められない旨判示する。

しかしながら、原判決がその根拠の一つとする、控訴人が長男を出産した後に入院先の担当医に宛て書いた手紙（平成5年4月26日付け、乙第6号証）の内容は、生まれた子の養育に関する担当医との意見の相違から、控訴人が反発し、極端に誇張した表現をもって記載したものであり、控訴人の真意を示すものではない。また、上記の手紙は、被控訴人■■■■が入院中の控訴人に対し暴力を振るったこと等から、控訴人と同被控訴人とが一時絶交状態

にあった時期に書かれたものであり、その後の控訴人と被控訴人■との関係を表すものでもない。

被控訴人■は、控訴人とは従前から同被控訴人の葬儀についても話し合うような関係にあったものであり、このことは本件手紙（甲第8号証）の記載からも窺われ（この関係を否定する原判決の認定は誤りである。）、控訴人と同被控訴人との関係が永続的なものであったことを示すものである。

原判決の指摘する、控訴人と被控訴人■との間のいわゆるジェンダー論の違いも、控訴人と同被控訴人との上記関係を否定するものではなく、また、同被控訴人が、日頃、控訴人の論文原稿の添削、校正を行っていたことも、上記の関係にあったことを裏付けるものであり、添削等の行為が殊更に対価を目的としてなされたものとは認められない。

更に、原判決は、控訴人と被控訴人■が互いの住居について合鍵を持ち合うこともなく、同被控訴人が控訴人宅に泊まった際にも一緒に食事を取ることがなかったこと、生計も別とされ、共有財産も存在しなかったこと等も、両者間に上記の関係が存在しなかったことを示すものであると判示するが、合鍵や食事に関する上記認定は誤りであり、また、控訴人が食事を作らなかったことや、両者間に共有財産が存在しなかったことなどは、上記の関係を否定する理由になるものではない。

控訴人と被控訴人■は、前記の乙第6号証が書かれた後、同被控訴人の謝罪により和解し、特にそれ以降の間、長女■を加えた実質的な家族関係を形成してきたものである。

- (3) 控訴人と被控訴人■は、婚姻について独自の考え方を持っていた。しかし、その生活形態、子の出産・養育等に関しては、控訴人と被控訴人■が納得し合意の上で実践してきた事項であって、控訴人、被控訴人■の関係は、双方の明確かつ確信的な意図の下に築かれたものであった。控訴人は、20代から40代という時期を被控訴人■とのみ過ごし、被控訴人■に

においても、被控訴人■■■■（以下「被控訴人■■■■」という。）と出会うまでは、控訴人を唯一のパートナーとしていた。そのため、控訴人と被控訴人■■■■の感覚では、両者は夫婦そのものであった。

- (4) 以上からみるならば、控訴人と被控訴人■■■■との関係は、その形態において、一部法律上の夫婦関係とは齟齬する部分があったとしても、それと同様の法的保護が与えられるべきである。

しかるに、被控訴人■■■■は、法的に婚姻していない以上、別離も自由であると勝手に解釈し、他の女性と結婚したいという極めて利己的な理由から、控訴人に対し、唐突かつ一方的にそれまでの関係を終了する旨を通告したものである。被控訴人■■■■の上記のような行為は、控訴人に対する不法行為に該当するから、同被控訴人は、それにより控訴人の被った精神的損害を賠償すべき責任がある。

また、仮に控訴人と被控訴人■■■■との関係が、法的な夫婦と同様のものとはまではいえないとしても、本件において控訴人が被った精神的苦痛が法的保護に値しないとするのは妥当でない。両者間には現実に2人の子が存在し、その関係も長期間継続してきたものであることを考慮すると、両者の関係の解消は相互に納得してなされるべきであり、被控訴人■■■■において一方的に終了させることは許されない。したがって、上記の場合であっても、控訴人の被った精神的苦痛が不法行為による損害賠償の対象となることは当然である。

第3 当裁判所の判断

- 1 控訴人と被控訴人■■■■との生活状況、両者の関係が解消されるに至った経緯、被控訴人■■■■と被控訴人■■■■との関係については、原判決を次のとおり改めるほか、原判決「事実及び理由」欄中の「第3 争点に対する判断」1(1)、(2)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決8頁15行目の「原告の性」を「控訴人の姓」に、同10頁21行

目の「甲9」を「甲11」に改める。

- (2) 同11頁5行目の「甲15」の次に「甲19」を加え、同頁10行目の「同年4月」を「同年4月30日」に、同頁18行目の「電話をしたり」を「電話したり」にそれぞれ改め、同頁25行目の「原告は、2人の関係者の間では」から同12頁8行目までを削り、同頁9行目の「他方」を「なお」に改める。

2. そこで、まず、被控訴人■の不法行為責任について検討する。

- (1) 前記引用に係る原判決認定の「前提となる事実」及び上記認定の事実によると、控訴人と被控訴人■との関係は、婚姻届を提出せず、法律婚として法の保護を受けることを拒否し、互いの同居義務、扶助義務も否定するという、通常の婚姻ないし内縁関係の実質を欠くものであったことが認められる。

そのような関係は、その維持を専ら両者の自由な意思のみに委ねるものであり、法的な拘束性を伴うものでないとも解されるから、その解消に当たっては、互いに損害賠償責任を生ぜしめるものではないと解する余地もあり得るところである。

- (2) しかしながら、控訴人と被控訴人■は、両者が知り合った昭和60年から平成13年に至るまでの約16年間にわたり、上記のような関係を継続してきたものであり、その間2人の子（長女、長男）を儲け、時に互いの仕事について協力し、一緒に旅行をすることもある等、互いに生活上の「特別の他人」としての立場を保持してきたこともまた認められる。

- (3) そうすると、前記(1)にかかわらず、少なくとも上記(2)のような事情を含む本件の場合において、被控訴人■が、控訴人との格別の話し合いもなく、平成13年5月2日に突然上記の関係を一方的に破棄し、それを破綻させるに至ったことについては、控訴人における関係継続についての期待を一方的に裏切るものであって、相当とは認め難いものといわざるを得ない。

したがって、被控訴人■は、控訴人に対し、その点における不法行為責

任を免れ難いものと解するのが相当である。

- (4) そして、控訴人、被控訴人祥行間の上記関係の経緯、内容、その他諸般の事情を考慮するならば、被控訴人■の上記不法行為により控訴人の被った精神的苦痛を慰藉するには100万円が相当というべきである。

3 次に、被控訴人■の不法行為責任について検討する。

- (1) 前記引用に係る原判決認定のとおり、被控訴人■は、平成13年4月30日に、被控訴人■から、控訴人と被控訴人■との関係及びその間に2人の子がいること等を告げられたものの、被控訴人■と婚姻することを決意し、同被控訴人とその旨を約したこと、同被控訴人は、その直後の同年5月2日に、控訴人との関係を解消するに至ったことが認められる。

- (2) しかしながら、乙第25号証によると、被控訴人■は、被控訴人■が控訴人との関係を解消した当時、上記のとおり、被控訴人■とは婚姻を約したのみであり、それ以上の関係にはなかつたことが窺われること、前記2(1)のとおり、控訴人と被控訴人■が婚姻の届け出をしないことは、両者の確信的な意思に基づくものであり、それは、控訴人・被控訴人■間の関係の維持を、両者の意思の合致のみに委ねる趣旨であったと解されること、更に、上記乙第25号証によると、被控訴人■は、被控訴人■との婚姻を約したものの、それ以上に、控訴人に対する害意等を有していた訳ではなく、被控訴人■による控訴人との関係の解消時期や方法にも全く関与していなかったことが認められる。

他方、控訴人・被控訴人■間においては共同生活の実体がなく、その関係を解消することによって、いずれにとっても家庭生活の平穏等に対する影響が生じる余地がないことは、前記引用に係る原判決認定のとおりである。

- (3) 以上の諸事情に照らすならば、被控訴人■については、控訴人の存在を知らず被控訴人■と婚姻を約したとしても、未だ控訴人に対する損害賠償を認めなければならないほどの違法性があるものとは解し難い。

したがって、被控訴人■■■■は、控訴人に対し、不法行為による損害賠償義務を負わないものというべきである。

第4 結論

以上によると、控訴人の本訴請求は、被控訴人■■■■に対し損害賠償金として100万円の支払を求める限度において理由があるから認容すべきであるが、同被控訴人に対するその余の請求及び被控訴人■■■■に対する請求についてはいずれも失当であるから棄却すべきである。

したがって、控訴人の被控訴人■■■■に対する控訴は一部理由があるから、これと異なる原判決を上記判断と抵触する限度で変更することとし、被控訴人■■■■に対する控訴は理由がないから棄却することとする。

よって、訴訟費用の負担について民事訴訟法第67条第2項、第61条、第64条をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する（なお、仮執行宣言については、当審において控訴人からの申立てがないため、付さないこととする。）。

東京高等裁判所第五民事部

裁判長裁判官 根 本 眞

裁判官 濱 野 惺

裁判官 持 本 健 司

これは正本である。

平成15年8月27日

東京高等裁判所第五民事部

裁判所書記官 島田昌始

